

本通知は必ず、団内の指導者・保護者間で共有願います。

坂教生第 444 号  
令和 3 年 10 月 14 日

単位スポーツ少年団代表者 各位

坂井市教育委員会 教育長 川元利夫 (公印略)  
坂井市スポーツ少年団 本部長 長船信弘 (公印略)

### 警報解除に伴うスポーツ少年団の活動について

これまでのスポーツ少年団の感染症対策に係る活動制限に対し、ご理解とご協力をいただいておりますことお礼申し上げます。

さて、10月15日より県の感染拡大警報が解除されることに伴い、以降のスポ少活動においても下記のとおり対応することとします。

しかし、団員の安全確保を図るため、警戒を緩めることなく、引き続き感染症対策を講じた上での活動を行っていただきますようお願いいたします。

#### 記

1 期 間 10月15日(金)から

2 活動内容 1)県内外での対外的な活動(大会、交流戦、合宿等)を可とする。

①県外団体との対外的な活動についての留意事項

- ・移動先(または招へい元)の感染拡大の状況等を確認し、参加・実施には団内(指導者と保護者)で慎重に判断すること。
- ・実施にはあらかじめ市スポーツ協会の所定の様式にて届け出ること。
- ・実施には最小限の人数に止めること。
- ・移動中を含め、活動中は感染症対策を講じること。
- ・活動後 2 週間は体調管理と感染症対策に留意し、体調に変化がある場合は活動に参加しないこと。
- ・県外講師等に依頼する場合は、招へい元の感染状況を十分に把握した上で慎重に判断するとともに、オンラインによる講習も検討すること。

②県内外を問わず引き続き活動中での留意事項

- ・公式戦以外の交流戦等は 1 日での活動を見直し、半日単位(午前・午後)までを心掛けること。
- ・昼食をとる場合は間隔を空けて黙食とすること。

**【お問い合わせ】**

坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課

電話 50-3162(直通)

メール [gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp](mailto:gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp)

坂井市スポーツ協会 (坂井市スポーツ少年団事務局)

電話 68-0123(直通)